福山市福祉サービス利用者負担軽減事業実施要綱

（目　的）

第1条　この事業は、障がい者又は障がい児(以下｢障がい者等｣という。) が、障害者自立支援法 (平成17年法律第123号、以下｢法｣という。) 第６条に規定する自立支援給付、法第77条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法 (昭和22年法律第164号、以下「児法」という。) 第21条の５の２に規定する障害児通所給付及び特例障害児通所給付、並びに第24条の２に規定する障害児入所給付(以下｢福祉サービス｣という。) を受けたときの費用について、障がい者等の家計に与える影響について軽減することを目的とする。

（事業内容）

第２条　この事業は、次条で規定する対象者が福祉サービスを受ける場合に負担する費用のうち第５条第２項から第４項に掲げるものについて、一月につき負担すべき利用者ごとの利用者負担の合計額が第８条で規定する福祉サービス利用者負担上限月額を超えた場合にその超過した額を福祉サービス利用者負担軽減給付費として支給する事業とする。

（対象者）

第３条　この事業の対象者は、福祉サービスについて福山市の支給決定を受けた者（以下「対象者」という。）とする。

（対象費用）

第４条　この事業で対象とする費用は、 福山市が支給決定した福祉サービスで、かつ法第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、法附則第21条に規定する旧法指定施設、 福山市障害者等日中生活支援事業実施要綱(2007年(平成19年)１月15日施行。以下｢日中生活要綱｣という。)、福山市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱(2007年(平成19年)１月29日施行。以下｢訪問入浴要綱｣という。）及び福山市障害者等日常生活用具費支給事業実施要綱(2007年(平成19年)３月15日施行。以下｢日常生活用具要綱｣という。)に基づき事業の実施について協定を結んだ事業者、児法第６条の２に規定する障害児通所支援を行う事業者又は第７条第１項に掲げる障害児入所施設が受領した次条で規定する利用者負担とする。

1. 対象とする費用の額は次の各項で規定する利用者負担額の合計とする。ただし、その他の制度による給付が行われる場合には、当該負担した額から、給付相当額を控除した額の合計の額とする。

２　法第６条に規定する自立支援給付においては、次の各号に掲げる額の合計とする。

(１)　法第29条第３項に規定する介護給付又は訓練等給付の利用者負担額

(２)　法第30条第３項及び法第31条第２項に規定する特例介護給付又は特例訓練等給付の

利用者負担額

(３)　法第58条第３項第１号及び第４項に規定する自立支援医療費の利用者負担額

(４)　法第70条に規定する療養介護医療費の利用者負担額

(５)　法第71条に規定する基準該当療養介護医療費の利用者負担額

(６)　法第76条第２項に規定する補装具費の利用者負担額

(７)　法附則第22条第４項に規定する特定旧法受給者の利用者負担額

３　地域生活支援事業においては次の額の合計とする。

(１)　日中生活要綱第14条に規定する利用者負担額

(２)　訪問入浴要綱第12条及び第13条に規定する利用者負担額

(３)　日常生活用具要綱第８条第２項に規定する利用者負担額

４　児法第６条の２に規定する障害児通所支援及び第７条第２項に規定する障害児入所支援においては次の額の合計とする。

(１)　児法第21条の５の３第２項及び第21条の５の４第２項に規定する障害児通所支援の利用者負担額

(２)　児法第24条の２第２項及び第24条の５に規定する障害児入所支援の利用者負担

 (申請)

第６条　福祉サービス利用者負担軽減給付費の申請は、対象者、対象者の親族又は法定代理人(以下｢申請者｣という。) による。

２　申請は申請書に領収書等の添付を求める。

３　前項の申請は、福祉サービスを受けた月の翌々月の１日から申請を受け付ける。

（審査）

第７条　市長は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかに審査を行い福祉サービス利用者負担軽減給付費の支給の要否を決定する。

２　前項の規定により支給の要否を決定したときは、決定の内容を申請者に通知する。

（福祉サービス利用者負担上限月額）

第８条　福祉サービス利用者負担上限月額は、37,200円とする。

 (支給額)

第９条　各暦月における第５条の各項で定める利用者負担額の合計額が前条で規定する福祉サービス利用者負担上限月額を超える場合は、当該合計額から福祉サービス利用者負担上限月額を控除した額を福祉サービス利用者負担軽減給付費として申請者に支給する。

(支給の方法)

第10条　第７条の審査において支給を決定したときは、請求又は支給を決定した月の翌月の末日までに支払う。

(過誤)

第11条　市長は、支給した福祉サービス利用者負担軽減給付費に過誤があったときは、申請者に通知するとともに、更正後の額と支給額の差額について支給し、又は返還を求める。

(雑則)

第12条　本要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則　この要綱は2007年(平成19年)４月１日から施行し、2006年(平成18年)10月１日から適用する。

附　則　この要綱は2012年(平成24年)４月１日から施行する。

2012年(平成24年)３月31日までに提供された福祉サービスについては、なお従前の例による。

附　則　この要綱は2024年(令和６年)４月１日から施行する。